

平成 18 年度愛知県行政評価委員会意見への対応状況について

平成 18 年 11 月に愛知県行政評価委員会で行きとめていただいた『行政評価制度制度の見直しについての意見(4つのポイント・16の改善項目)』に対する主な対応状況は以下のとおりです。

説明責任の徹底

施策体系図の作成・公表

県民に対する情報公開を一層進めるため、評価対象外も含む全ての事務事業について掲載した「施策体系図」を作成・公表する。

評価調書の見直し

事務事業評価調書の様式を簡素で視覚的にも見やすく改正した。

(愛知県事務事業評価実施要領)

効果的な行政評価制度の運営

事務事業の分類・整理

事務事業の必要性の有無及び実施主体の在り方についての見直し結果を記載できるよう、事務事業評価調書の様式を改正した。

(愛知県事務事業評価実施要領)

評価単位の整理

評価単位は、「予算に関する説明書(1)」の説明欄記載の事務事業(行政活動計画書)と一致させる。

新規事業への対応

新規に実施する事業について、事前にその必要性等について評価する「事前評価制度」を導入する。

(愛知県事務事業評価実施要領)

行政評価の重点化・効率化

新しい政策の指針等との連携

- ・ 施策評価の対象

政策指針の「柱となる政策の方向」及び「個別計画等」に位置づけがあり、当該政策を推進する上で主要な手段となるものとする。

(愛知県施策評価実施要領)

運営体制の強化

行政評価責任者の設置

- ・ 設置

各部局の行政評価担当グループ班長を「行政評価主管者」とする。

- ・ 主管者の職務

各部局の行政評価調書の作成に関する指導・助言
各主務課が作成した行政評価調書の点検
部局内の行政評価の進行管理
評価結果の活用の推進

- ・ 主管者会議

毎年数回、当該年度の行政評価の実施計画、結果の取りまとめ等について、検討を行うほか、内容の周知徹底を図るため「行政評価主管者会議」を開催する。19年度は、1回目の会議を4月20日に実施。

(愛知県行政評価実施要綱)

職員研修の実施

毎年1回、行政評価主管者及び本庁各課室担当者を対象として、「行政評価制度」に関する研修会を開催する。

19年度は、6月1日に研修会を実施。

- ・ 山谷清志同志社大学教授による御講演

(「政策形成と行政評価～わが国の理論と実践～」)

- ・ 総務課職員による行政評価の取組についての説明

愛知県行政評価委員会開催要綱

改正 平成 17 年 10 月 18 日 平成 18 年 6 月 4 日

(目的)

第 1 条 本県の行政評価制度並びに事務事業を所管する課室の評価結果、その設定する指標及び目標値などについて幅広く意見を求めることにより、行政評価制度の適正な運用と評価結果の客観性を確保するため、「愛知県行政評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究を行い、必要な意見を述べる。

- (1) 行政評価制度
- (2) 施策評価
- (3) 事務事業評価

(構成)

第 3 条 評価委員会は、知事が依頼する有識者(別紙)により構成する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。

(座長等)

第 4 条 評価委員会には、座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出する。

3 座長に事故があるときは、他の委員の中から互選で座長代理を選出する。

(会議等の公開)

第 5 条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成 12 年 3 月 28 日愛知県条例第 19 条)第 7 条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより評価委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、評価委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

3 会議録及び会議資料は 5 年間保存する。

(事務局)

第6条 評価委員会の事務局は、総務部総務課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

別紙

「愛知県行政評価委員会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	備考
浅井紀子	中京大学経営学部 教授
小澤美紀子	弁護士
面高俊文	株式会社デンソーユニティサービス 代表取締役社長 NPOパートナーシップサポートセンター監事
【座長】 前川三喜男	公認会計士
山谷清志	同志社大学政策学部 教授

愛知県行政評価実施要綱

改正 平成 17 年 10 月 18 日 平成 18 年 6 月 13 日
平成 19 年 4 月 20 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、本県が実施する施策及び事務事業（以下「施策等」という。）を対象とする行政評価に関し基本的な事項を定めることにより、県民の視点に立った成果重視の県政への転換を図り、効率的で質の高い県政を実現し、及び県民に対する説明責任を全うすることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事部局並びに教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び収用委員会の事務局をいう。
- (2) 施策 実施機関が特定の行政目的の実現に向けた県の基本方針を達成するための具体的な方策及び対策をいう。
- (3) 事務事業 施策を実現するための個々の手段としての事務及び事業をいう。

（行政評価の在り方）

第 3 条 実施機関は、その所掌に係る施策等について、適時にその効果を把握し、必要性、有効性及び効率性の観点その他当該施策等の特性に応じ必要な観点から自ら行政評価を行うものとする。

2 前項の規定に基づく施策等の効果の把握に当たり、実施機関は、当該施策等の特性に応じた合理的な手法を用いて測定及び分析をし、一定の基準により客観的な判断を行うものとする。

（行政評価の種類）

第 4 条 行政評価における類型は、次の区分のとおりとする。

- (1) 施策評価
施策について、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点その他必要な観点から評価する類型
- (2) 事務事業評価
事務事業について、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点から評価する類型
- (3) 公共事業評価
公共事業について、別に定める要領に基づき評価する類型

（行政評価の結果の公表）

第 5 条 行政評価の結果は、行政評価が実施された年度内に公表するものとする。

（行政評価の結果の活用）

第 6 条 施策等を所掌する各課室は、行政評価の結果をその所掌する施策等に適切に反映させるものとする。

（行政評価主管者の設置）

第 7 条 実施機関に行政評価主管者を置くものとし、別表に掲げるそれぞれの職にある者をもって充てる。

(行政評価主管者の任務)

第8条 行政評価主管者は、行政評価の適切な運用を図るため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 当該実施機関に係る施策評価調書及び事務事業評価調書(以下「行政評価調書」という。)の作成に関する指導・助言
- (2) 当該実施機関の各課室が作成した行政評価調書の点検
- (3) 当該実施機関における行政評価の進行管理及び結果の活用の推進

(会議)

第9条 総務部総務課長は、行政評価の総合的企画の推進及び連絡調整を図るため、行政評価主管者会議を必要のつど開催するものとする。

2 前項の会議には、必要に応じ、関係課室等の職員の出席を求めることができる。

(実施要領)

第10条 行政評価の手法、対象、その他実施に関し必要な事項については、第4条の類型ごとに要領で定めるものとする。

(制度の見直し)

第11条 行政評価は、実施の過程を通じてその改善と発展が図られるよう、今後継続的に制度の見直しを図るものとする。

附 則

この要綱は、平成14年12月16日から施行する。

別 表

知事政策局秘書課	担当グループ班長
総務部総務課	担当グループ班長
地域振興部地域政策課	担当グループ班長
県民生活部県民総務課	担当グループ班長
防災局防災危機管理課	担当グループ班長
環境部環境政策課	担当グループ班長
健康福祉部健康福祉総務課	担当グループ班長
産業労働部産業労働政策課	担当グループ班長
農林水産部農林政策課	担当グループ班長
建設部建設総務課	担当グループ班長
出納事務局出納管理課	担当グループ班長
教育委員会事務局総務課	担当グループ班長
監査委員事務局監査第一課	担当グループ班長
人事委員会事務局職員課	担当グループ班長
労働委員会事務局総務調整課	担当グループ班長

愛知県事務事業評価実施要領

改正	平成16年4月1日	平成16年11月12日
	平成17年10月18日	平成18年6月13日
	平成19年4月20日	

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県行政評価実施要綱の規定に基づき、県の事務事業を対象とする事務事業評価（以下「評価」という。）制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の実施主体)

第2条 評価は、原則として事務事業を所掌する各課室等（実施機関の各課室又は事務局をいう。以下同じ。）が実施する。

(評価の対象及び単位)

第3条 評価の対象は、全ての事務事業とする。ただし、以下の各号に掲げる経費のみで構成された事務事業は、原則として除く。

職員給与、恩給及び退職年金費、特別報酬等人件費

法令等に基づいて実施しなければならない経費で、裁量により経費の増減等が困難なもの

公共事業評価の対象となる事務事業

会計上の整理を行う経費

2 評価の単位は、予算に関する説明書の説明欄の事務事業単位とする。

(評価の方法)

第4条 評価については、次の各号に定めるところにより実施する。

事前評価

新規事務事業の企画立案等の際し、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行う。

事後評価

事務事業の執行結果について、成果指標等を用いて必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断する。

- 2 事前評価は、事前評価調書（別紙様式1）を作成することにより行い、事後評価は、事務事業評価調書（別紙様式2）を作成することにより行う。

（評価の時点）

第5条 事前評価は、新規事務事業について、予算編成の前に実施し、事後評価は、前年度に実施した事務事業について、決算の調製後速やかに実施する。

（評価の結果の活用）

第6条 事務事業を所掌する各課室等は、評価の結果を、事務事業の見直し、予算編成等に活用するものとする。

（評価の結果の公表）

第7条 評価の結果は、総務部総務課において取りまとめの上、インターネット上で公表するほか、県民生活部県民生活課（中央県民生活プラザ）において閲覧に供する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年12月16日から施行する。

平成 19 年度 事前評価調書(20 年度新規事務事業対象)

ファイル名		事務事業名		開始年度	20年度				
事務事業が位置付けられた計画・根拠法令等									
政策名				施策名					
部局・課名	グループ名			ダイヤルイン					
	評価責任者			作成者					
事業目的									
予算額・人員	予算額 (a) (内一般財源等)	千円 (千円)			実施方法	直営 補助 貸付 委託 その他			
	従事人員 (内地方機関)	人 (人)							
	人件費相当額 (b)	千円							
	予算額・人件費の合計(a) + (b)	千円							
事務事業の内容									
事務事業の評価	評価結果			評価の基準					
	必要性	高い 普通 低い	県民ニーズ	増大 横ばい 減少 未調査	事業の緊急性	高い 普通 低い	県関与の妥当性	県が行うべき事務 国が行うべき事務 市町村が行うべき事務 民間が行うべき事務	法令・条例上の義務 内部管理事務 国・市町村との連絡調整事務 広域にわたる事務 単独市町村での対応が困難な事務
		理由							
	有効性	高い 普通 低い	指標・目標数値等	指標(指標によっては計算式/解説)		目標年度	目標値		
						20年度			
						最終目標年次及び目標			
						20年度			
					最終目標年次及び目標				
	期待される効果等								
	効率性	高い 普通 低い	効率化の取組等						

平成 19 年度 事務事業評価調書(18 年度対象)

ファイル名		事務事業名		開始年度					
事務事業が位置付けられた計画・根拠法令等									
政策名		施策名							
部局・課名		グループ名		ダイヤルイン					
		評価責任者		作成者					
事業目的									
事業費・人員		18年度(事業費:決算見込額)	19年度(事業費:当初予算額)	実施方法	直営 補助 貸付 委託 その他				
	事業費(a)(内一般財源等)	千円(千円)	千円(千円)						
	従事人員(内地方機関)	人(人)	人(人)						
	人件費相当額(b)	千円	千円						
事業費・人件費の合計(a)+(b)		千円	千円						
事務事業の内容	18年度								
	19年度								
事務事業の評価	評価結果		評価の基準						
	必要性	高い 普通 低い	県民ニーズ	増大 横ばい 減少 未調査	休廃止の影響	大きい 小さい	県関与の妥当性	県が行うべき事務 国が行うべき事務 市町村が行うべき事務 民間が行うべき事務	法令・条例上の義務 内部管理事務 国・市町村との連絡調整事務 広域にわたる事務 単独市町村での対応が困難な事務
		理由							
	有効性	高い 普通 低い	指標・目標数値等	指標(指標によっては計算式/解説) 達成状況			目標年度	目標値	実績値
				達成 ほぼ達成 下回る	18年度				
				達成 ほぼ達成 下回る	19年度				
				達成 ほぼ達成 下回る	最終目標年次及び目標				
	効果等	得られた							
	効率性	高い 普通 低い	手段の効率化	事業費抑制 人員抑制 時間短縮・作業軽減等	理由・具体例				
	総合評価	事務事業の規模			目 標	理由(説明)			
拡 大 現行水準 縮小(廃止なし) 縮小(一部廃止) 廃 止 休 止		事務事業の見直し 計画達成 制度変更		上 げ る 現行水準 下 げ る 内容・手法 内容を改善 手法を改善 改善を要しない					

愛知県施策評価実施要領

改正 平成17年10月18日 平成18年6月13日
平成19年4月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県行政評価実施要綱の規定に基づき、県の施策を対象とする施策評価(以下「評価」という。)制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の実施主体)

第2条 評価は、原則として施策を所掌する各課室等(実施機関の各課室又は事務局)をいう。以下同じ。)が実施する。

(評価の対象及び単位)

第3条 評価の対象は、「新しい政策の指針」の柱となる政策の方向及び個別計画等に位置づけがあり、当該政策を推進する上で主要な手段となる施策とする。

2 評価の単位は、行政目的に沿って政策、施策、事務事業を系統的に整理した「施策体系」における施策単位とする。

(評価の方法)

第4条 評価は、施策について、あらかじめ設定した目標値等により目的の達成度を評価し、今後の取組方法を判断することにより行うものとする。

2 評価は、施策の手段となる事務事業の評価と連動して行うものとする。

3 第1項の評価は、施策評価調書(別紙様式)を作成することにより行う。

(評価の時点)

第5条 評価は、前年度に実施した施策について、当該施策に係る事務事業の決算の調整後速やかに実施する。

(評価結果の活用)

第 6 条 施策を所掌する各課室等は、評価の結果を、評価を実施した年度の翌年度以降の施策及び事務事業の見直し、新たな施策の企画立案等に反映させるものとする。

(評価結果の公表)

第 7 条 評価の結果は、総務部総務課において取りまとめの上、インターネット上で公表するほか、県民生活部県民生活課(中央県民生活プラザ)において閲覧に供する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 11 月 12 日から施行する。

平成19年度施策評価調書（評価対象：18年度）

〔評価年月：平成19年 月〕

1 施策の表示

政 策 名			ファイル名	
施 策 名		新しい政策の指針における柱となる政策の方向及び個別計画等		
担当部局名		担当課室名		
グループ名				
TEL(ダイヤル)		県庁内線		
評価責任者		作成者		

2 施策の目的等

(1) 施策に関するニーズ

* ニーズを表すデータや背景となる具体的な事実等

ニーズ	データや背景となる具体的な事実等
増大	
横ばい	
減少	
未調査	

(2) 施策の目的

* 誰・何を、どういう状態にしたいのか

--	--

(3) 目的の達成に向けた関係主体の役割

* 目的の達成に向けて、どういう主体がどういう役割を果たしているか（果たすべきか）

区 分		有	無	内 容
行 政	国が果たす役割			
	県が果たす役割			
	市町村が果たす役割			
	民間が果たす役割			

3 施策の内容等

(1) 施策の手段となる事務事業

* 事務事業評価の対象となるもの（事業費の18年度は決算額、19年度は当初予算額を記入）

ア 18年度末をもって廃止された事業

事務事業名	事業費（千円）		事務事業の概要	開始年度	寄与度
	18				
	19				
	18				
	19				

イ 18年度～19年度継続事業

事務事業名	事業費（千円）		事務事業の概要	開始年度	寄与度
	18				
	19				
	18				
	19				

ウ 19年度新規事業

事務事業名	事業費（千円）		事務事業の概要
	18		
	19		
	18		
	19		

(2) 施策の手段となる上記事務事業以外の県の取組

* 同一又は他の所属において、施策目的を共有するような取組の有無

区分	有	無	所属名	事務事業名又は取組内容（実施年度）
同一所属				
他の所属				

4 施策の目標となる指標

新しい政策の指針及び個別計画等に掲げられた目標又は望ましい姿			
測定可能な指標名及びその考え方		目標値	実績値
	18年度		
	19年度		
	最終目標年次及び目標		

5 施策の評価と今後の取組方向

(1) 目的の達成度に関する認識

目的とする状態の達成度	
判断の理由	

(2) 施策の課題と見直し

課題の有・無	見直し・工夫・改善方策
有	
無	

(3) 施策の評価と今後の基本方向

* 県の取組の評価と中期的な視点からの今後の取組の基本方向

--

(4) 今後の事務事業の展開方向

* 上記(1)から(3)を踏まえた次年度(20年度)以降の事務事業の展開方向

ア 既存事業

事務事業名	事務事業の規模	目標	内容・手法	理由(説明)	重要度

イ 新規に取り組むべき事業

目 的	内 容	重要度

平成18年度事務事業評価調査（対象：17年度）

[評価年月 平成18年10月]

1 事務事業名の表示

ファイル名	a0101		
政策名	県行政の円滑な運営	施策名	県全体の企画・政策の調整
事務事業名	企画調整調査費 (17年度：中部圏開発整備計画費)	開始年度	昭和41年度
		予定終期	-
事務事業の概要	1 中部圏開発整備計画の推進 2 中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画の作成作業、保全区域整備計画の推進 3 中部圏開発整備地方協議会の活動協力 4 国等への要望活動 5 全国知事会等への参加		
部局・課名	知事政策局政策調整課、企画課	グループ名	知事会グループ、企画第二グループ
ダイヤルイン	052-954-6019、6089	e-mail	seisaku、kikaku@pref.aichi.lg.jp

2 年度別経費（金額の単位は千円、従事人員は小数点第1位まで）

【会計名： 一般会計】

年 度		16	17	18
予 算	当 計	10,400 千円	9,675 千円	12,749 千円
	初 内一般財源	10,400 千円	9,675 千円	12,749 千円
	現 計(a)	10,400 千円	9,675 千円	12,749 千円
	計 内一般財源	10,400 千円	9,675 千円	12,749 千円
決 算	決算(見込)額(b)	9,290 千円	7,825 千円	
	内一般財源	9,290 千円	7,825 千円	
人 工	従事人員(内地方機関)	7人 ()	5人 ()	5人 ()
	相当額(c)	55,503 千円	39,735 千円	39,905 千円
決算額と人件費の計 (b+c) 18年度のみ(a+c)		64,793 千円	47,560 千円	52,654 千円

3 事務事業の内容

目的		指標(指標計算式/解説)	目標値及び実績値	
中部圏の開発整備に必要な重要 事業の促進	指標/ 目標	$\frac{\text{国等予算措置事業数}}{\text{中部圏要望事業数}} \times 100$	目標年度	平成17年度
			目標値	85.0%以上
			実績値	90.5%
望ましい指標(目的の達成状況を最も 端的に表す理論上の指標)	指標/ 目標	-	目標年度	-
重要事業が促進された割合			目標値	-
			実績値	-
手段 事務 ・ 手段 事業	内容(事務事業を構成する手段としての事務又は事業)			
	a)中部圏開発整備 計画費 1,251千円	中部圏開発整備地方協議会、幹事会、担当者会議		
	b)企画調整調査費 (一部経費) 5,612千円	国等への提案・要望活動(6~7月、11月の年2回実施)		
c)全国知事会等会 議費 961千円	全国知事会議、中部圏知事会への参加			

4. 平成18年度事務事業の実施状況

18年度は、国等への提案・要望活動に加え、中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画を作成する。なお、建設計画は、都市整備区域及び都市開発区域ごとに、平成18年度から概ね5年間の開発整備の基本構想や施設整備の大綱等を定めたもので、7月19日に国土交通大臣の同意を得ている。

5. 事務事業の評価

(1) 事務事業の必要性(県民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、県が担う必要性があるか)

必要 概ね必要 課題有り	義務的なもの 全部 一部 (事務事業の実施について県に判断の余地がないもの)	中部圏の建設と発展を図り、社会福祉の向上に寄与することは、愛知県民にとっても有益である。
--------------------	--	--

(2) 事務事業の有効性(期待される効果が得られたか)

有効 概ね有効 課題有り	設定した目標値の達成状況	平成17年度事業については、中部圏9県2市で構成する中部圏開発整備地方協議会での協調のもとに、中部圏の開発整備を推進する上で重要な116事業について、政府・関係省庁等に対する提案・要望活動を行い、105事業(90.5%)について、国等において予算措置されている。
	達成 ほぼ達成 下回る	

(3) 事務事業の効率性(投入コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか)

効率的 概ね効率的 課題有り	判断の理由	提案・要望活動の作成作業の合理化、電子メールを積極的に活用した連絡調整等を行い、事務作業の合理化を図った。
	事業費抑制 人員抑制 時間短縮・作業軽減等	

6. 今後の展開方向(19年度の予算要求の方向)

事務事業の規模	目標値	判断の理由及び具体的内容
拡大 現行水準 縮小(廃止なし) 縮小(一部廃止) 廃止 休止	上げる 現行維持 下げる	他の大都市圏(首都圏・近畿圏)の協議会の活動状況も踏まえながら、より効果的な提案・要望活動及び活動の実施を検討していく。 なお、国が検討している大都市圏制度の抜本見直しへの対応を検討していく。
	内容・進め方	
	内容を改善 進め方を改善 改善を要しない	

目標値は17年度との比較、その他は原則として18年度との比較

平成18年度施策評価調書（評価対象：17年度）

〔評価年月：平成18年10月〕

1 施策の表示

政策名	開かれた県政の実現		ファイル名	a04
施策名	県民の意見の積極的把握	施策が位置づけられている計画名	-	
担当部局名	知事政策局	担当課室名	広報広聴課	
グループ名	広報・広聴課グループ			
TEL(ダイヤル)	052-954-6168	県庁内線	2430	
評価者(職名)	広報広聴課広報・広聴グループ課長補佐			

2 施策の目的等

(1) 施策の目的

県政に対する県民の意見や要望を把握し、可能なものは積極的に県政に反映させることで、県民参加の県政を推進する。

(2) 施策に関するニーズ

* ニーズを表すデータや背景となる具体的な事実等

平成17年度に行った県民意識調査で、「県政への意見・要望の反映度」を調査したところ、県政に意見等が「反映されている」と感じている人は14%にとどまり、「反映されていない」は37%にのぼっている。また、「県の広聴活動への参加経験」では、「参加経験のある人」は3%で、ほとんどの人が「一度もない」のが現状である。その反面、「効果的な意見・要望の反映手段」として、「世論調査やアンケート調査」が27%と高くなっており、能動的広聴活動への県民の関心も窺うことができる。

(3) 施策の目的が達成された状態

* 県を始め関係するすべての主体が、それぞれの役割を果たしつつ実現を目指す状態

県民が県政に関心を持ち、意見を言い易い環境にある。また、広聴活動により得られた県政に対する県民の意見や要望等について、可能なものはできる限り速やかに、県政に的確に反映させるとともに、その対応状況を県民にフィードバックする仕組みができています。県民と県政との信頼関係が出来上がり、県民参加の開かれた県政が実現した状態。

3 施策の目標となる指標

(1) 望ましい指標

* 目的の達成状況を最も端的に表す理論上の指標（考え方）

個々の県民の意見、提言、苦情、要望の把握・分析を通して、県民全体の意向・要望を県政に反映できた割合

(2) 測定可能な指標

* (1) に最も近い、実際に測定可能な指標

指標名及びその考え方	実績値又は目標値	
県民意見・要望などに対する回答率	15年度(実績)	60.8%
	16年度(実績)	58.0%
	17年度(実績)	75.5%
	18年度(目標)	80%
	最終目標年次及び目標	80%

4 目的の達成度に関する認識

* 上記「2(3) 施策の目的が達成された状態」に対し、現在の状態がどの段階にあるのかの判断とその理由

目的とする状態の達成度	従来よりは改善されてはいるが、なお不十分な状況にある。
判断の理由	県民の意見等については、上記3(2)でみるように可能な限り回答していく姿勢が定着しつつあるが、県民の声のデータベース化や県民へのフィードバックをする仕組み等が全庁的にはできていない状況にある。また、職員一人ひとりが、県民の声に迅速、丁寧に対応し、その結果を積極的に公開する姿勢もなお一層必要である。

5 目的の達成に向けた関係主体の役割

* 目的とする状態の達成に向けて、どういう主体がどういう役割を果たしているか(果たすべきか)

区分		有	無	内容
行政	国が果たす役割			国民との双方向の交流を重視する観点から、パブリック制度、世論調査、国政モニター等の広聴手法を活用し、政府の政策の形成過程を国民に身近なものとしている。
	県が果たす役割			国の実施している広聴手段に加えて、県政懇談会やインターネット広聴、出前講座の実施など、よりきめ細かく実施している。
	市町村が果たす役割			市町村民も県民であり、市町村との連携を密にし、県民の声を吸い上げていく必要がある。
民間が果たす役割				NPOなどとの協働が求められる。

6 県の取組の実績

(1) 施策の手段となる事務事業

* 事務事業評価の対象となるもの(事業費の17年度は決算額、18年度は当初予算額を記入)

ア 17年度末をもって廃止された事業

なし

イ 17年度～18年度継続事業

事務事業名	事業費(千円)		事務事業の概要(事業開始年度)
広聴活動費	17	6,150	県政懇談会、県政モニター、県政世論調査、県民意見提出制度、県政へのご提言(昭和47年度)
	18	5,975	
-	17	-	
	18	-	

ウ 18年度新規事業

事務事業名	事業費（千円）		事務事業の概要（事業開始年度）
広聴活動費	17	0	県政支援員制度（平成18年度）
	18	69	
-	17	-	
	18	-	

注：県政支援員制度を広聴活動費（6(1)イ）の中で、平成18年度から新規事業として開始した（事業費は6(1)イの再掲）

（2）施策の手段となる上記事務事業以外の県の取組

*同一又は他の所属において、施策目的を共有するような取組の有無

区分	有	無	所属名	事務事業名又は取組内容（実施年度）
同一所属				-
他の所属			県民生活部	県民相談費

7 施策の今後の取組方向

（1）県の取組の評価と今後の基本方向

*県の取組の評価と中期的な視点からの今後の取組の基本方向

県民の声が各部局に分散、偏在し、体系的な管理がなされていないため、ともすると広聴活動が断片的な聞き取りに終わり、政策形勢のプロセスから切り離され、県民参加の県政の制度的保障となっていない場合もある。県民の声のデータベース化を図る必要がある。

また、県民視点でのサービスを提供するためには、マーケティングの発想に立った広聴活動と、その結果のリサーチが不可欠である。能動的・対話型広聴の充実や効果測定の実施が求められる。

さらに、効果的な広聴は、的確な県政情報の提供があって初めて実現することから、広報と広聴の有機的連携を密にする必要がある。

（2）施策の課題と見直し

課題の有・無	見直し・工夫・改善方策
有	県民が意見を提出しやすいインターフェイスの開発や聴く姿勢の積極的なPRなど、県政を身近に、するとともに、迅速、丁寧と公開を基本に、県民参加の県政を推進していく必要がある。
無	-

（3）今後の事務事業の展開方向

*上記（1）（2）を踏まえた次年度（19年度）以降の事務事業の展開方向

ア 既存事業

事務事業名	展開方向
広聴活動費	開かれた県政の実現には広聴事業が極めて重要であり、広報活動と有機的連携を取ながら進めていく。

イ 新規事業

目的	内容
-	-